

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	34 広島県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境県民局 人権男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 4 人、兼任 2 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島県男女共同参画施策推進協議会
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 23 年 4 月 1 日 根拠: 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱
長 の 役 職	環境県民局 県民生活部長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	広島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 6 月 10 日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月
名 称	広島県男女共同参画基本計画(第4次)
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 3 月 日
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	☐ ※いずれか1つに○をつけてください。
女性活動推進法の推進計画と別に作成	

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島県男女共同参画基本条例
	公 布 日	平成 13 年 12 月 21 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 17 年 7 月 6 日
	改 正 内 容	市町村合併により村が廃されたことによる改正
無の場合 ※ どちらかに○を つけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用	1:平成29年4月1日	2:平成29年5月1日	3:その他:平成29年6月1日
目標値	平成 32 年度まで 34 %	平成 年度まで %	
根 拠	広島県男女共同参画基本計画(第4次)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	全審議会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(75)うち女性委員を含む審議会等数(73)	
	延総委員等数(1,445)	延女性委員等数(413)	女性比率(28.6)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(48)うち女性委員を含む審議会等数(47)	
	延総委員等数(1,096)	延女性委員等数(324)	女性比率(29.6)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 3	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(36)	
	延総委員等数(914)	延女性委員等数(262)	女性比率(28.7)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
	延総委員等数(69)	延女性委員等数(11)	女性比率(15.9)
目標値以外の目標設定	女性委員のいない審議会等の解消		
女性 登用 方 策	人材名簿作成の有無	有 ☐ 一部公表 ☐ ・非公表 ☐ ・無 ☐ 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 887 人 (平成 29 年 6 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 ☐ ・無 ☐
		委員の公募	有 ☐ ・無 ☐
	そ の 他		

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況	1:平成29年4月1日	その他:平成 年 月 日
	管理職総数(※)	女性管理職の内訳
	(人) (A)=(C+E+G)	(人) (B)=(D+F+H)
	うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)
	(人) (C)	(人) (D)
	部局長相当職	次長相当職
	うち女性 数(D)	女性比率 (%)
	(人) (E)	うち女性 数(F)
	(人) (G)	女性比率 (%)
	課長相当職	
	(人) (H)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (I)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (J)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (K)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (L)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (M)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (N)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (O)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (P)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (Q)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (R)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (S)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (T)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (U)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (V)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (W)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (X)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (Y)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (Z)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AA)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AB)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AC)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AD)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AE)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AF)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AG)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AH)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AI)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AJ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AK)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AL)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AM)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AN)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AO)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AP)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AQ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AR)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AS)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AT)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AU)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AV)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AW)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AX)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AY)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (AZ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BA)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BB)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BC)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BD)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BE)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BF)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BG)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BH)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BI)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BJ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BK)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BL)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BM)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BN)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BO)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BP)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BQ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BR)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BS)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BT)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BU)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BV)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BW)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BX)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BY)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (BZ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CA)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CB)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CC)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CD)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CE)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CF)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CG)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CH)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CI)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CJ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CK)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CL)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CM)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CN)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CO)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CP)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CQ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CR)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CS)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CT)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CU)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CV)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CW)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CX)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CY)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (CZ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DA)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DB)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DC)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DD)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DE)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DF)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DG)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DH)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DI)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DJ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DK)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DL)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DM)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DN)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DO)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DP)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DQ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DR)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DS)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DT)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DU)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DV)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DW)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DX)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DY)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (DZ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EA)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EB)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EC)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (ED)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EE)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EF)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EG)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EH)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EI)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EJ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EK)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EL)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EM)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EN)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EO)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EP)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EQ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (ER)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (ES)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (ET)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EU)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EV)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EW)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EX)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EY)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (EZ)	女性比率 (%)
	女性比率	
	(人) (FA)	女性比率 (%)
	女性比率	

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	526	47	8.9	1,763	399	22.6
	うち一般行政職	218	21	9.6	1,136	323	28.4
支庁・地方事 務所等	計	821	132	16.1	3,009	854	28.4
	うち一般行政職	321	33	10.3	1,234	333	27.0
全体	計	1,347	179	13.3	4,772	1,253	26.3
	うち一般行政職	539	54	10.0	2,370	656	27.7
再掲	警察関係	537	44	8.2	1,513	97	6.4
	教育委員会	86	17	19.8	362	165	45.6

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	38	1	2.6	65	7	10.8	98	33	33.7
	うち一般行政職	27	1	3.7	59	6	10.2	79	28	35.4
支庁・地方事 務所等	計	16	0	0.0	127	22	17.3	239	80	33.5
	うち一般行政職	11	0	0.0	66	11	16.7	83	47	56.6
全体	計	54	1	1.9	192	29	15.1	337	113	33.5
	うち一般行政職	38	1	2.6	125	17	13.6	162	75	46.3
再掲	警察関係	15	0	0.0	60	7	11.7	141	10	7.1
	教育委員会	2	0	0.0	15	2	13.3	69	38	55.1

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇任試験		昇格試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地 での長 期研修 (4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的にご記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○					○	◎				・知事部局のみ部局等の推薦 ・知事部局のみ産休・育休取得期間を経験年数として通算
補佐級	○		○			○	◎				・警察本部のみ昇任試験で「それ以外」 ・知事部局のみ「部局等の推薦」 ・警察本部の受験資格等において育休期間を除かない ・警察本部のみ昇任試験で「それ以外」
係長級	○		○			○	◎				・知事部局のみ「部局等の推薦」 ・警察本部の受験資格等において育休期間を除かない

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇任試験	3,253	298	9.2
昇格試験			

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	362	128	35.4
うち上級	265	89	33.6
うち一般行政職	169	75	44.4
うち上級	142	59	41.5
うち警察関係	180	46	25.6
うち上級	110	23	20.9

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	広島県女性総合センター	愛称・通称	エソール広島
設置年月日	平成 元 年 4 月 1 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号：730-0043 住 所：広島県広島市中区富士見町11番6号 電話番号：082-242-5262 FAX番号：082-240-5441 ホームページ：http://www.essor.or.jp/		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(普通財産の無償貸付：公益財団法人 広島県男女共同参画財団) 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(補助：公益財団法人 広島県男女共同参画財団)		
職 員 数	常勤 12 人、非常勤 1 人	予算額	平成29年度 55,787 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項： ホームページの運営、情報誌「エソール」の発行、メールマガジンの発行) ○ 2. 講座(主な事項： ソールひろしま大学(基礎講座、応用講座)、メンタルサポーター養成講座、研修受託事業等) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話相談、面面相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： エソールひろしま情報センターの運営) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項： 活動交流支援センターの運営、チャレンジ支援事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 他機関連携講座) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： JICA研修生の受入れ) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)		

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
○	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)
具 体 的 項 目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。))に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。))に基づく「ユースエール」認定を取得			
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬	その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無		○	
選 定 等 の 基 準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	○

- 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称： 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(7, 8, 9, 12), 広島県男性育児休業
→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称：

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8, 10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま
2	現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 広島県の男女共同参画に関する年次報告
公表周期	1 年	不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画に関する資料展示	合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)及び県庁内県民ギャラリーにおいて、男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関する資料及びパネル展示。		6/20～ 6/30
・ 男女共同参画研修会	(第1回) 講演: 家庭における男女共同参画～家族で支え合える家事シェアの コツ～ 講師: NPO法人tadaima! 代表 三木 智有さん	約50名	6月9日
・ 女性に対する暴力をなくす運動資料展示	(第2回) 未定(福山市との共催で講演会を予定) 女性に対する暴力をなくす運動に関する資料展示。		秋 11月
2. 表彰			
・ 男女共同参画社会づくり功労者表彰	男女共同参画社会づくりに関して、長年にわたって積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められる個人及び団体を表彰す ス		
3. 講座			
・			
・			
4. 相談事業			
・			
・			
5. 情報収集・提供			
・ 「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の発行	男女共同参画の推進状況及び実施状況を取りまとめた年次報告を ハ		8月
・			
6. 苦情処理			
・			
・			
7. 交流促進			
・			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・			
・			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
・			
10. 調査研究			
・ 家事分担促進事業	共働きの男女を対象に家事分担の調査を実施 ①モニター調査(家事分担の促進のアイデアを実践し、効果を測 定)	約250名	7月下旬 ～10月末
・	②現況調査(県内の家事分担の現況を調査)	400名	7月28日
・			
11. その他			
・ 市町男女共同参画行政主管課長等会議の開催	県の基本計画及び施策の説明、市町間の情報交換等を実施	約50名	6月9日
・			

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成29年4月1日

その他:平成 年 月 日

議 会 名	広島県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1	
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。		
	3.その他		
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	2		
その他 (具体的に事由を記載してください)	3		
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名			
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。			

調査票2

都道府県名 34 広島県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

平成29年5月1日現在

その他：平成29年6月1日現在

○

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性 任期:平成 21 年 11 月 29 日 ~ 平成 29 年 11 月 # 日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	58	2	3.4	
	都道府県防災会議(委員のみ)	57	2	3.5	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	1	7.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	8	0	0.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	13	1	7.7	
	2 国土利用計画地方審議会	13	5	38.5	
	3 土地利用審査会	5	3	60.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	17	1	5.9	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	8	26.7	
	7 精神医療審査会	25	10	40.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	14	6	42.9	
	9 都道府県医療審査会	29	4	13.8	
	10 准看護師試験委員会	7	4	57.1	
	11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12 地方社会福祉審議会	30	11	36.7	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0	
	14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	11	5	45.5	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	17	7	41.2	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	8	3	37.5	
	20 都道府県都市計画審議会	22	4	18.2	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	10	4	40.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	34	1	2.9	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	69	6	8.7	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	30 介護保険審査会	33	13	39.4	
	31 都道府県固定資産評価審議会	7	4	57.1	
	32 感染症の診査に関する協議会	23	10	43.5	
	33 警察審議会	252	104	41.3	
×	34 土地収用事業認定審議会				
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	2	33.3	
	36 国民保護協議会	54	3	5.6	
×	37 地方独立行政法人評価委員会				
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	43 留置施設視察委員会	6	2	33.3	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	11	1	9.1	
	45 指定難病審査会	18	1	5.6	
	46 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	
	47 行政不服審査会	6	3	50.0	
	48 国民健康保険運営協議会	14	3	21.4	
	49				
	50				
	51				
	合 計	914	262	28.7	
	女性委員0の審議会数	1			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	69	11	15.9	
	女性委員0の委員会数	2			